

給水装置工事の設計審査・工事検査基準

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)

R7.4.1

給水装置工事の設計審査・工事検査基準

(総説)

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置き、その監督のもと給水装置の構造及び材質が法令に定める基準に適合しているかどうかの検査を実施しなければならない。(水道法第16条・第17条・第19条)

また、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が施行し、その工事の施行にあたっては、あらかじめ出雲市水道事業管理者の設計審査を受け、工事竣工後には工事検査を受けなければならない。(水道法第16条の2、出雲市水道事業給水条例第6条)

(目的)

この基準は、水道事業に関する法令に基づき、給水装置工事の設計審査・工事検査について必要な事項を定め、常時良好な給水状況を確保することを目的とする。

【参考法令】

水道法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

※以下、省略

水道法第17条（給水装置の検査）

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

※以下、省略

水道法第19条（水道技術管理者）

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

※一、二省略

三 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

※以下、省略

水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）

水道法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること、
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

出雲市水道事業給水条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

1. 設計審査について

[工事受注から設計審査までの流れ]

(1) 工事の受注

施主からの給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）の依頼を受け、施工契約を締結する。

(2) 調査 ⇒ ※原則として当該工事の担当主任技術者が行う。

現地調査、水道事業者・関係官公署等との調整を行う。

※ 給水既設図面の閲覧は、別紙（1）の申請書を提出すること。

(3) 協議・計画 ⇒ ※原則として当該工事の担当主任技術者が行う。

① 給水装置の計画、工事材料の選定、給水装置系統図を作成する。

② 給水装置の構造・材質基準に適合していることを確認する。

③ 工事方法の決定、機械器具の手配等をする。

(4) 申請提出

指定工事業者は直接水道局へ申請書一式を提出する。

※ 主任技術者は、別紙（2）にて書類提出漏れ、別紙（3）にて記載漏れの無いことを確認すること。

(5) 受付（水道局）

提出された申請書について点検し受付を行う。

(6) 審査（水道局）

① 給水装置の基本計画（基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定及び計画図面等）の内容について審査を行う。

② 審査では必要に応じて次の業務を行う。

（a）施工指示（条件）

（b）詳細図面や流量計算表（追加書類）の提出の指示

（c）検査の種類及び検査方法の判定

※ 審査内容は別紙（4）（5）参照

(7) 納入通知書（加入金・設計審査手数料）の作成（水道局）

(8) 承認

① 施工業者は、水道局及び金融機関へ設計審査手数料を納入する。

② ①の納入の確認後、施工承認書（設計審査申請書・許可条件）を交付する。（水道局）

※加入金は承認後、納入する。

(9) 工事着工

2. 工事検査について

(1) 工事検査の種類

出雲市水道事業給水条例第6条第2項に定める、管理者の工事検査は、給水装置工事が竣工した時に行う給水装置工事竣工検査と給水装置工事の期間中に行う給水装置工事中間検査とする。

① 竣工検査

竣工検査とは、給水装置工事が竣工した時に行う検査を言う。

② 中間検査

中間検査とは、出雲市水道事業給水条例第7条第2項に定めるところの配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの、工事の竣工までに行う検査を言う。

(2) 工事検査の流れ（詳細は工事検査フロー図参照）

① 工事着工

② 中間検査ありの場合は中間検査書類提出

③ 工事完成

④ 主任技術者の自己検査

⑤ 竣工検査書類の提出（現地検査の受検）

⑥ 水道メーター設置許可・既設管連結許可証（別紙（7））の受領

⑦ 水道メーターの設置及び既設管連結を行う

⑧ 水質確認・機能試験を行い、結果を報告

⑨ 工事検査合格（合格通知書の受領）

(3) 工事検査方法

① 竣工検査

竣工検査における検査方法は、竣工書類のみによる書類検査と竣工書類に基づく現地検査の二通りとする。

なお現地検査は、以下の項目について行う。

(a) 施工場所に井戸水または山水配管がある場合のクロスコネクションの検査

(b) 受水槽新設、改造の場合の吐水口空間の検査

(c) その他管理者が必要と認めた場合

② 中間検査

中間検査における検査方法は、原則書類審査のみとする。なお、現地検査は、断水工事・大口径の分岐工事等、管理者が必要と認めた場合に行う。

(4) 工事検査内容

① 竣工検査

(a) 書類検査 別紙（6）－1 参照

(b) 現地検査 別紙（6）－2 参照

② 中間検査

別紙（6）－3 参照

(5) 工事検査提出書類について 別紙(8) 参照

① 竣工検査

- (a) 工事検査申請書
- (b) 竣工検査チェックリスト(別紙(6)-1、(6)-2)
- (c) 耐圧試験結果
 - 「一次側」チャート紙
 - 「二次側」写真※試験水圧及び時間は「水圧試験一覧表」のとおり
- (d) 施工状況等の写真
 - ・一次側の配管状況
 - ・道路部分の埋戻し、復旧状況
 - ・水道局の立会状況
- (e) 現地検査写真
- (f) 竣工図
- (g) その他水道局が提出を求めた書類

② 中間検査

- (a) 竣工検査チェックリスト(別紙(6)-3)
- (b) 耐圧試験結果
 - 「一次側」チャート紙
 - 「二次側」写真※試験水圧及び時間は「水圧試験一覧表」のとおり
- (c) 施工状況等の写真
 - ・一次側の配管状況
 - ・道路部分の埋戻し、復旧状況
 - ・水道局の立会状況

「水圧試験一覧表」

		ポリエチレン管	塩ビ管・鋼管
一次側	道路縦断部 (集合住宅等の敷地内共有給水管含む)	0.75Mpaで5分間経過後0.5Mpaを1時間	—
	上記以外 (道路横断部・民地内配管等)	1.75Mpaを1分間以上	1.0Mpaを15分間
	不断水丁字管	0.75Mpaを15分間	
二次側		1.75Mpaを1分間以上	

※水圧試験の実施方法及び合否判定基準は「ポリエチレン管施工について」を参照すること。

(6) その他

- (a) 工事写真は、給水装置工事工事検査終了後、指定業者が保管すること
- (b) 工事検査の竣工検査(現場検査)・中間検査は、主任技術者が立ち会うこと

(7) 参考

①耐圧試験の手順(二次側)

- (a) メーターユニオンまたはソケット等にテストポンプを連結する。
- (b) 給水栓等を閉めて、給水装置及びテストポンプの水槽内に充水する。
- (c) 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- (d) 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- (e) 加圧を行い、水圧が1.75Mpaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以

上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。

(f) 試験終了後は、直ちに給水栓等を開いて、圧力を下げてからテストポンプを取り外す。

なお、一次側の水圧試験の実施方法は「ポリエチレン管施工について」を参照すること。

②水質の確認項目

項 日	判 定 基 準	項 日	判 定 基 準
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	色	観察により異常でないこと
臭 気	異常でないこと	濁 り	同上
味	異常でないこと		

給水装置申請書類確認表

施工業者 : _____

主任技術者 : _____

申請書類	主任技術者チェック欄		施工業者記入欄	備考
	申請書類提出確認（○を記入）	各項目記入漏れ及び他書類との整合点検		
給水装置申請書	有			
事前調査表	有			
設計審査申請書	有			
使用材料表	有			
設計図面	有			
水道使用申請書 (届)	有・無			<ul style="list-style-type: none"> ・メーター新設の場合 ・口径変更の場合 ・『廃止』場合
所有権異動届	有・無			所有者を変更する必要がある場合
利害関係人 同意書	有・無			他人の土地や給水装置を使用する場合
給水装置代理人 選定(変更)届	有・無			新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合
誓約書 (水圧・水量不足)	有・無			当該給水装置工事の所要水頭が配水管の水圧以上である場合
請書 (受水槽)	有・無			受水槽設置のとき
誓約書 (受水槽)	有・無			受水槽設置のとき
道路占用許可 申請書 (図面等一式)	有・無			公道・河川等に給水装置を埋設・設置する場合(道路管理者、提出用)